

新入学手続きに関するQ&A

小中学校に入学するお子さまをもつ保護者様よりお問い合わせの多い事項をまとめております。

NO	Q	A
【入学式前の転出入】		
1	春休み期間中に市外から転入予定ですが、入学式までに必要な手続きはありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市に転入後、4月上旬までに居住する区の区役所市民課で転入手続きを行ってください。住所地に応じた小中学校を指定し、その場でお子さまの「入学通知書」をお渡しします。お渡しする「入学通知書」は、入学式当日に学校に持参ください。 ・各学校で2月頃に「入学者説明会」を実施しています。個別説明や資料の郵送が可能ですので、保護者様より入学予定の学校に直接連絡していただくようお願いします。 ・就学前健康診断は、現住所の学校で受診していただく構いません。受診情報は、自治体間で共有させていただきます。
2	春休み期間中に福岡市内で転居予定ですが、どのような手続きが必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・1月末～2月上旬にご自宅に届く「入学通知書」に記載されている学校に、保護者様より転居により入学しない旨の連絡をお願いします。あわせて転居先の学校に転居により入学する旨を連絡してください。 ・4月上旬までに新住所地の区役所市民課で住民票の転入手続きを行ってください。新住所地に応じた小中学校を指定し、その場でお子さまの「入学通知書」を再発行します。旧住所地の「入学通知書」はご自宅で処分をお願いします。 ・各学校で2月頃に「入学者説明会」を実施しています。個別説明や資料の郵送が可能ですので、保護者様より入学予定の学校に直接連絡していただくようお願いします。 ・就学前健康診断は、現住所地の学校で受診していただく構いません。受診情報は、学校間で共有させていただきます。新住所地の学校で受診を希望される場合は、就学前健康診断の案内ハガキに記載の担当課にお問い合わせください。
3	春休み期間中に福岡市外へ転出予定ですが、どのような手続きが必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・1月末～2月上旬にご自宅に届く「入学通知書」に記載されている学校に、保護者様より市外への転出により入学しない旨の連絡をお願いします。あわせて転出先の学校に市外からの転入により入学する旨を連絡してください。 ・福岡市の区役所市民課で転出手続きを行ってください。福岡市からの転出手続のタイミングや転入手続きについては、転出先の自治体にご相談ください。 ・福岡市で就学前健康診断を受診している場合、受診情報は自治体間で共有させていただきます。
【入学通知書】		
4	入学通知書が届いていたが紛失(破棄)してしまったため、再度送ってほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・「入学通知書」の再発行は行っておりません。 ・「入学通知書」はお子さまの入学校と入学式の日程をご案内するものです。学校でも入学するお子さまの情報は把握しているため、「入学通知書」をお持ちでない場合でも入学式に出席可能です。入学式当日、学校の受付でその旨お申し出ください。
5	入学通知書が届かない。	<ul style="list-style-type: none"> ・「入学通知書」は住民情報に基づき作成しており、発送日時点の住民票の住所に送付しております。また、「転送不要」でお送りしているため住民票の異動手続きが未届の場合、ご自宅に届きません。 ・送付状況が不明な場合は、教育支援課にお問い合わせください。
【国県私立学校への入学】		
6	国県私立の学校に合格し通学することになりましたが、何か必要な手続き等がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・1月末～2月上旬にご自宅に届く「入学通知書」に記載されている学校に、保護者様より国県私立学校の合格により入学しない旨の連絡をお願いします。 ・区役所市民課への届出が必要となりますので、「入学通知書」と合格通知書のコピーを住民登録地の区役所市民課に郵送もしくはご持参をお願いします。